

第21号議案

文京区学校職員健康情報等の取扱規程を定める訓令

上記の議案を提出する。

令和2年3月27日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 加藤 裕一

文京区教育委員会訓令第一号

教 育 推 進 部

文京区立幼稚園

文京区立小学校
文京区立中学校

文京区学校職員健康情報等の取扱規程を次のように定める。

令和二年三月二十七日

文京区教育委員会

文京区学校職員健康情報等の取扱規程

(趣旨)

第一条 この規程は、業務上知り得た健康情報等の取扱いについて、法令及び条例等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 健康情報等 職員の心身の状態に関する情報で、別表第一に定めるものをいう。
- 二 職員 学校職員服務規程（平成十二年三月文教委訓令第五号）第二条に規定する職員で、区立学校（文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京区条例第十三号）別表に規定する学校）に勤務するものをいう。
- 三 収集 健康情報等を入手することをいう。
- 四 保管 入手した健康情報等を保管することをいう。
- 五 使用 健康情報等を取り扱う者が、健康情報等を活用すること又は第三者に提供することをいう。

六 加工 収集した健康情報等を第三者に提供するに当たつて、当該健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用するために変換することをいう。

七 消去 収集し、保管し、使用し、又は加工した情報を削除し、又は廃棄すること等により使えないようすることをいう。

(健康情報等取扱者等)

第三条 健康情報等の適正な管理を推進するため、健康情報等取扱責任者を置く。

2 健康情報等取扱責任者は、教育推進部長をもつて充てる。

3 健康情報等を取り扱う者（以下「健康情報等取扱者」という。）の分類及び健康情報等を取り扱う権限は、別表第二に定めるとおりとする。

4 健康情報等取扱者は、前項に規定する権限を超えて健康情報等を取り扱うときは、あらかじめ、健康情報等取扱責任者の承認を得るとともに、職員本人の同意を得なければならない。

(健康情報等の開示)

第四条 職員から自身の健康情報等について開示の請求があつたときは、当該職員に対する書面の交付又は当該職員が同意した方法により、当該請求に係る健康情報等を開示するものとする。

(研修)

第五条 教育委員会は、健康情報等の取扱いに関し、健康情報等取扱者に対して、必要な研修を行うものとする。

(事務処理)

第六条 この規程に定める健康情報等の取扱いに関する事務は、教育推進部教育総務課が処理する。

別表第一（第二条関係）

七	六	五	四	三	二	一
法第六十六条の七の規定により教育委員会が実施した保健指導の内容	法第六十六条の四の規定により教育委員会が医師又は歯科医師から聴取した意見及び法第六十六条の五第一項の規定により教育委員会が講じた健康診断実施後の措置の内容	三の健康診断の受診・未受診の情報	三の健康診断を実施する際、教育委員会が追加して行う健康診断による健康診断の結果	法第六十六条第一項から第四項までの規定により教育委員会が実施した健康診断の結果並びに同条第五項及び法第六十六条の二の規定により職員から提出された健康診断の結果	一の健康診断の受診・未受診の情報	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第六十五条の二第一項の規定により、教育委員会が作業環境測定の結果に基づいて、職員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果

							八
十四	十三	十二	十一	十	九	八	七の保健指導の実施の有無
果	法第六十六条の十第一項の規定により教育委員会が実施したストレスチェックの結果	法第六十六条の九の規定により教育委員会が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	法第六十六条の八第四項の規定により教育委員会が医師から聴取した意見及び同条第五項の規定により教育委員会が講じた面接指導実施後の措置の内容	九の職員からの面接指導の申出の有無	法第六十六条の八第一項の規定により教育委員会が実施した面接指導の結果及び同条第二項の規定により職員から提出された面接指導の結果		

						十五
二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十四の職員からの面接指導の申出の有無
健康相談の実施の有無	通院状況等疾病管理のための情報	治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	公務及び通勤災害に基づき、職員から提出された災害状況等を把握するための診断の結果等及び災害給付等に関する情報	法第六十九条第一項の規定により健康保持増進措置を通じて教育委員会が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等	法第六十六条の十第五項の規定により教育委員会が医師から聴取した意見及び同条第六項の規定により教育委員会が講じた面接指導実施後の措置の内容	

健康相談の結果

二十二

職場復帰のための面談の結果

二十三

安全衛生及び健康管理業務従事者が職員の健康管理等を通じて得た情報

二十四

任意の職員から提供された本人の病歴及び健康に関する情報

二十五

別表第二（第三条関係）

健康情報等取扱者の分類	健康情報等を取り扱う権限
人事に関して監督の地位にある者	健康情報等の収集、保管及び使用を行う権限
安全衛生及び健康管理に関する業務に従事する者	健康情報等の収集、保管、使用、加工及び消去を行う権限
職員の所属長	健康情報等の収集、保管及び使用を行う権限
人事に関する業務に従事する者	健康情報等の収集、保管及び使用を行う権限